

募集特定寄附金 募集についての募金目論見書【No. 23-1】

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会
会 長 鈴木 佑 司

「第56回 V E 全国大会」開催支援

1. 募集目標 : 50万円
2. 募集期間 : 2023年 5月16日 ~ 2023年 9月30日
3. 募集対象 : 支援に賛同する法人及び団体並びに個人。
本会の会員であるか否かは問いません。

4. 募集理由 :

「V E 全国大会」は、V E の技術水準の向上とますますの普及・発展を期するための一手段として、V E の実践・推進・指導に携わっておられる方々やV E リーダー等の有資格者の方々、V E に興味をお持ちの方々等に、V E 活動推進の参考になるノウハウやヒント、様々な関連情報を提供することを目的として、毎年秋に開催しております。

新型コロナウイルスの感染が拡大してからは会場で実際に開催することが難しくなりましたが、講演や発表等のオンデマンド配信へと形を変えて、開催を続けてきました。

また最近では、本会がSDGs達成に向けたV E 適用促進に取り組んでおり、SDGsに関わる講演、事例、研究報告等も積極的にプログラムに加えていることから、SDGsの推進に携わる方々も対象者と考えて開催しております。

2023年度においては「第56回 V E 全国大会」の開催を計画中です。講演・発表等を11月の1ヵ月間、オンデマンド配信する予定で、企画・準備を進めております。

この「第56回 V E 全国大会」を、参加される方々にとって真に意義のある、そして魅力あるものとするため、本会会員の方々を中心に寄附を募り、資金面でのご支援をお願い申し上げます。

5. 資金使途 : 標記事業の推進（事業内管理費を含む）に充当させていただきます。
6. 申込方法 : 所定の事項をご記入のうえ、募集特定寄附金申込書を郵便又はFAX、もしくは電子メールで本会の事務局にお送りください。寄附金額は任意ですが、法人・団体の場合は一口5万円、個人の場合は一口1万円を目安とさせていただきます。

7. 振込先：次のいずれかの銀行口座とさせていただきます。

① みずほ銀行	自由が丘支店	当座No.17909
② 三井住友銀行	自由が丘支店	当座No.1202228
③ 三菱UFJ銀行	自由が丘駅前支店	当座No.9001770

※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会」です。

※ 振込手数料は、寄附者の方のご負担でお願いします。

8. 寄附者公表：寄附者の法人名又は団体名もしくは個人名を本会のホームページなどで公表させていただきます（匿名をご希望の場合はお申し出ください）。

9. 寄附金控除：

1) 法人の場合

(1) 法人税

* 一般寄附金の損金算入限度額と別枠の、公益法人への寄附金の特別損金算入限度額も設けられております。

* 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額、及び一般寄附金の損金算入限度額

① 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額 (所得金額 × 6.25% + 資本金等の額 × 0.375%) × 1/2
② 一般寄附金の損金算入限度額 (所得金額 × 2.5% + 資本金等の額 × 0.25%) × 1/4

* この優遇措置を受けたい場合は、寄附をした日を含む事業年度の確定申告書に寄附金の損金算入に関する明細書を添付してご提出ください。

* 詳細は、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

2) 個人の場合

(1) 所得税

* “所得控除”又は“税額控除”のいずれか有利な方をご自身で選択できます。

① 所得控除：次の金額が、寄附した年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}$$

※¹ 総所得金額等の40%相当額が限度。

※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書をご提示又はご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

② 税額控除：次の金額が、寄附した年の所得税額から控除されます。

$$\text{控除額}^{\ast 1} = (\text{寄附金額}^{\ast 2} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※¹ 所得税額の25%相当額が限度。

※² 総所得金額等の40%相当額が限度。

※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書と税額控除に係る証明書の写しをご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

* 多くの場合は“税額控除”を選択した方が有利となりますが、総所得金額等によって異なる場合があります。詳細は、最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

(2) 個人住民税

- * 寄附した翌年の1月1日現在、東京都にお住まいの方は次の①、世田谷区にお住まいの方は次の③の金額が、個人住民税の額から控除されます。

- | |
|--|
| ① 都道府県が条例指定： $(\text{寄附金額}^{*1} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$ |
| ② 市区町村が条例指定： $(\text{寄附金額}^{*1} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$ |
| ③ ①及び②が重複指定： $(\text{寄附金額}^{*1} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ |

*¹ 総所得金額等の30%相当額が限度。

- ※ 上記以外にお住まいの方は、本会への寄附金が条例でこの税額控除の対象に指定されているかどうかをお住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

- * この控除は、所得税の確定申告の際に、併せて申告できます。

(3) 相続税

- * 相続又は遺贈により財産を取得した方が相続税の申告期限内に相続財産を寄附した場合は、非課税となります。
- * この優遇措置を受けたい場合は、相続税の申告の際に、本会発行の領収書を税務署へご提示又はご提出ください。
- * 詳細は、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

3) 税額控除に係る証明書の写しについて

- * 下記のサイトからダウンロードできます。

<https://www.sjve.org/wp/wp-content/uploads/2022/09/e949f8908b8abf410bdc246b2fbad209.pdf>

以上

【お問い合わせ先】

公益社団法人日本パリュール・エンジニアリング協会 事務局

TEL. 03-5430-4488 / FAX. 03-5430-4431

E-mail: info@sjve.org